

重度心身障害者・高齢重度障害者の 福祉医療受給者証をお持ちのみなさまへ

福祉医療制度に所得基準があります

公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある方には医療費の負担をお願いしております。

以下の所得制限基準額を上回る方については、令和5年8月1日から福祉医療制度の助成対象外となっております。

また、令和8年8月1日から、特別障害者手当所得基準額の改定に伴い、受給資格者本人に対する所得制限基準額が引き上げられています。

所得確認の対象者について

重度心身障害者等の福祉医療受給資格者本人及び配偶者・扶養義務者※※

※※扶養義務者とは

受給資格者本人の直系血族及び兄弟姉妹（住民票同一の方に限る）

対象となる所得について

給与所得・退職所得・譲渡所得・不動産所得・雑所得（年金）等
（障害年金、遺族年金などの非課税所得は対象外です。）

※各種控除が受けられる場合があります（詳細裏面）

【所得制限基準額及び収入額の目安等：令和8年8月1日更新】

（単位：円）

扶養親族等の数	受給資格者本人		配偶者又は扶養義務者の所得額	
	所得制限基準額	収入額の目安	所得制限基準額	収入額の目安
0人	3,758,000	約 5,372,000	6,287,000	約 8,319,000
1人	4,138,000	約 5,848,000	6,536,000	約 8,586,000
2人	4,518,000	約 6,324,000	6,749,000	約 8,799,000
3人	4,898,000	約 6,776,000	6,962,000	約 9,012,000

※対象所得が、所得制限基準額を超過する場合（配偶者等は以上の場合）、助成対象外です。

※扶養親族等の数は、税法上実際に扶養している人の数です。

※収入額の目安は、給与所得者を例とした額です。

※所得制限基準額は、特別障害者手当に準拠しているため、制度改正により変更となる場合があります。

裏面もご覧ください→

所得の判定について

前年の所得により判定し、以下の場合は助成対象外となります。

受給資格者本人 : 所得制限基準額を超過する場合
配偶者又は扶養義務者 : 所得制限基準額以上の場合

※受給資格者本人及び配偶者・扶養義務者それぞれが、助成対象内である必要があります。

控除可能な控除の種類

控除の種類	受給資格者本人	配偶者又は扶養義務者
雑損控除	相当額	相当額
医療費控除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	一律 8 万円
小規模企業共済等掛金控除	相当額	相当額
配偶者特別控除	相当額 (最高 33 万円)	相当額 (最高 33 万円)
特定親族特別控除	特定親族の所得金額 特別控除額	特定親族の所得金額 特別控除額
障害者控除(本人)	—	27 万円
障害者控除 (控除対象配偶者・扶養親族)	一人につき 27 万円	一人につき 27 万円
特別障害者控除(本人)	—	40 万円
特別障害者控除 (控除対象配偶者・扶養親族)	一人につき 40 万円	一人につき 40 万円
寡婦控除	27 万円	27 万円
ひとり親控除	35 万円	35 万円
勤労学生控除	27 万円	27 万円
肉用牛の売却による事業所得に係る特例免除	当該免除に係る所得の額	当該免除に係る所得の額

他制度の優先利用のお願い

福祉医療制度以外の医療費負担制度が利用できる場合は、他の制度を優先利用していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(例) 自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療など)、
特定医療費 (指定難病)、小児慢性特定疾病
スポーツ災害給付金 (学校管理下でのけが等の場合)

〇お問い合わせ先

〇〇市町村福祉医療担当課

電話:

群馬県健康福祉部国保医療課保険・福祉医療係

電話:027-226-2677

※なお、窓口等を含めて個人の収入に関してのお問い合わせには
お答えできませんのでご了承ください。



『群馬県 HP』

重度心身障害者医療費助
成に関する改正について